

第一級陸上無線技術士「法規」試験問題

2 0 問 2 時間

A－1 次の記述は、無線局の開設について述べたものである。電波法（第4条及び第110条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。なお、同じ記号の 内には、同じ字句が入るものとする。

- ① 無線局を開設しようとする者は、総務大臣の免許を受けなければならない。ただし、次の(1)から(4)までに掲げる無線局については、この限りでない。
- (1) A で総務省令で定めるもの
- (2) 26.9メガヘルツから27.2メガヘルツまでの周波数の電波を使用し、かつ、空中線電力が0.5ワット以下である無線局のうち総務省令で定めるものであって、 B のみを使用するもの
- (3) 空中線電力が1ワット以下である無線局のうち総務省令で定めるものであって、電波法第4条の2（呼出符号又は呼出名称の指定）の規定により指定された呼出符号又は呼出名称を自動的に送信し、又は受信する機能その他 C により他の無線局にその運用を妨害するような混信その他の妨害を与えないように運用することができるもので、かつ、 B のみを使用するもの
- (4) 電波法第27条の18（登録）第1項の登録を受けて開設する無線局
- ② ①の規定による免許若しくは電波法第27条の18の規定による登録がないのに、無線局を開設した者又は①の規定による免許若しくは電波法第27条の18の規定による登録がないのに、かつ、電波法第70条の7第1項、第70条の8第1項若しくは第70条の9第1項の規定によらないで、無線局を運用した者は、 D に処する。

A	B	C	D
1 小規模な無線局	無線設備の機器の型式検定に合格した機器	総務省令で定める手続により運用すること	2年以下の懲役又は200万円以下の罰金
2 発射する電波が著しく微弱な無線局	適合表示無線設備	総務省令で定める機能を有すること	1年以下の懲役又は100万円以下の罰金
3 小規模な無線局	適合表示無線設備	総務省令で定める手続により運用すること	1年以下の懲役又は100万円以下の罰金
4 発射する電波が著しく微弱な無線局	無線設備の機器の型式検定に合格した機器	総務省令で定める機能を有すること	2年以下の懲役又は200万円以下の罰金

A－2 固定局又は陸上移動業務の無線局の予備免許及び予備免許中の変更等に関する次の記述のうち、電波法（第8条、第9条、第11条及び第19条）の規定に照らし、これらの規定に定めるところに適合しないものはどれか。下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 総務大臣は、電波法第7条（申請の審査）の規定により審査した結果、その申請が同条の規定に適合していると認めるときは、申請者に対し、次に掲げる事項を指定して、無線局の予備免許を与える。
- (1) 工事落成の期限 (2) 電波の型式及び周波数 (3) 識別信号 (4) 空中線電力 (5) 運用許容時間
- 2 電波法第8条の予備免許を受けた者は、工事設計を変更しようとするときは、あらかじめ総務大臣の許可を受けなければならない。ただし、総務省令で定める軽微な事項については、この限りでない。また、この工事設計の変更は、周波数、電波の型式又は空中線電力に変更を来すものであってはならず、かつ、電波法第7条の技術基準に合致するものでなければならない。
- 3 総務大臣は、電波法第8条の予備免許を受けた者が識別信号、電波の型式、周波数、空中線電力又は運用許容時間の指定の変更を申請した場合において、混信の除去その他特に必要があると認めるときは、その指定を変更することができる。
- 4 無線局の予備免許の際に指定された工事落成の期限（期限の延長があったときは、その期限）経過後2週間以内に電波法第10条（落成後の検査）の規定による工事が落成した旨の届出がないときは、総務大臣は、その指定する期日に電波法第10条に規定する落成後の検査を実施する旨通知しなければならない。

A－3 次に掲げる場合のうち、免許人が変更検査を受け、この検査に合格した後でなければ、その変更に係る部分を運用してはならない（注）ときに該当するものはどれか。電波法（第18条）の規定に照らし、下の1から4までのうちから一つ選べ。

注 総務省令で定める場合を除く。

- 1 電波法第19条（申請による周波数等の変更）の規定により、周波数の指定の変更を申請し、その指定の変更を受けたとき。
- 2 電波法第17条（変更等の許可）の規定により、通信の相手方又は通信事項の変更の許可を受けたとき。
- 3 電波法第19条（申請による周波数等の変更）の規定により、識別信号の指定の変更を申請し、その指定の変更を受けたとき。
- 4 電波法第17条（変更等の許可）の規定により、無線設備の設置場所の変更又は無線設備の変更の工事の許可を受け、当該変更又は工事を行ったとき。

A－4 無線局に関する情報の公表等に関する次の記述のうち、電波法（第25条）の規定に照らし、この規定に定めるところに適合するものはどれか。下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 総務大臣は、電波の利用の促進に関する調査研究を行う場合その他総務省令で定める場合に必要とされる電波の有効利用に関する調査を行おうとする者の求めに応じ、当該調査を行うために必要な限度において、当該者に対し、無線局の無線設備の工事設計その他の無線局に関する事項に係る情報であって総務省令で定めるものを提供することができる。
- 2 総務大臣は、自己の無線局の開設又は周波数の変更をする場合その他総務省令で定める場合に必要とされる混信又は輻輳に関する調査を行おうとする者の求めに応じ、当該調査を行うために必要な限度において、当該者に対し、無線局の無線設備の工事設計その他の無線局に関する事項に係る情報であって総務省令で定めるものを提供することができる。
- 3 総務大臣は、電波の利用に関する技術の調査研究及び開発を行う場合その他総務省令で定める場合に必要とされる電波の利用状況の調査を行おうとする者の求めに応じ、当該調査を行うために必要な限度において、当該者に対し、無線局の無線設備の工事設計その他の無線局に関する事項に係る情報であって総務省令で定めるものを提供することができる。
- 4 総務大臣は、電波の有効かつ適正な利用について啓発活動を行う場合その他総務省令で定める場合に必要とされる電波の利用状況に関する調査を行おうとする者の求めに応じ、当該調査を行うために必要な限度において、当該者に対し、当該者の求める無線局に関する情報を提供することができる。

A－5 電波の質及び電波の発射の停止に関する次の記述のうち、電波法（第28条及び第72条）及び無線設備規則（第5条、第6条、第7条及び第14条）の規定に照らし、これらの規定に定めるところに適合しないものはどれか。下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 総務大臣は、無線局の発射する電波の周波数が、総務省令で定める周波数の許容偏差に適合していないと認めるときは、当該無線局に対して臨時に電波の発射の停止を命ずることができる。
- 2 総務大臣は、無線局の発射する電波が、総務省令で定める発射電波に許容される占有周波数帯幅の値に適合していないと認めるときは、当該無線局に対して臨時に電波の発射の停止を命ずることができる。
- 3 総務大臣は、無線局の発射する電波が、総務省令で定めるスプリアス発射又は不要発射の強度の許容値に適合していないと認めるときは、当該無線局に対して臨時に電波の発射の停止を命ずることができる。
- 4 総務大臣は、無線局の発射する電波が、総務省令で定める空中線電力の許容偏差に適合していないと認めるときは、当該無線局に対して臨時に電波の発射の停止を命ずることができる。

A－6 次の記述は、受信設備の条件及び受信設備に対する総務大臣の監督について述べたものである。電波法（第29条及び第82条）及び無線設備規則（第24条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から5までのうちから一つ選べ。なお、同じ記号の 内には、同じ字句が入るものとする。

- ① 受信設備は、その副次的に発する電波又は高周波電流が、総務省令で定める限度を超えて **A** の機能に支障を与えるものであってはならない。
- ② ①に規定する副次的に発する電波が **A** の機能に支障を与えない限度は、受信空中線と電氣的常数の等しい擬似空中線回路を使用して測定した場合に、その回路の電力が **B** 以下でなければならない。
- ③ 無線設備規則第24条（副次的に発する電波等の限度）第2項から第24項までの規定において、②にかかわらず別段の定めのあるものは、その定めるところによるものとする。
- ④ 総務大臣は、受信設備が副次的に発する電波又は高周波電流が **A** の機能に **C** 障害を与えるときは、その設備の所有者又は占有者に対し、その障害を除去するために必要な措置をとるべきことを命ずることができる。
- ⑤ 総務大臣は、放送の受信を目的とする受信設備以外の受信設備について④の措置をとるべきことを命じた場合において特に必要があると認めるときは、 **D** ことができる。

	A	B	C	D
1	他の無線設備	20ナノワット	②に定める限度を超えて	その命令を受けてとった措置の内容を文書で報告させる
2	他の無線設備	4ナノワット	継続的かつ重大な	その職員を当該設備のある場所に派遣し、その設備を検査させる
3	重要無線通信を行う無線設備	20ナノワット	継続的かつ重大な	その命令を受けてとった措置の内容を文書で報告させる
4	他の無線設備	4ナノワット	②に定める限度を超えて	その職員を当該設備のある場所に派遣し、その設備を検査させる
5	重要無線通信を行う無線設備	4ナノワット	継続的かつ重大な	その職員を当該設備のある場所に派遣し、その設備を検査させる

A－7 次の記述は、周波数測定装置の備付けについて述べたものである。電波法（第31条）及び電波法施行規則（第11条の3）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

- ① 総務省令で定める送信設備には、その誤差が使用周波数の **A** 以下である周波数測定装置を備え付けなければならない。
- ② ①の総務省令で定める送信設備は、次の(1)から(5)までに掲げる送信設備以外のものとする。
- (1) **B** 周波数の電波を利用するもの
- (2) 空中線電力 **C** のもの
- (3) ①に規定する周波数測定装置を備え付けている相手方の無線局によってその使用電波の周波数が測定されることとなっているもの
- (4) 当該送信設備の無線局の免許人が別に備え付けた①に規定する周波数測定装置をもってその使用電波の周波数を随時測定し得るもの
- (5) その他電波法施行規則第11条の3各号に定めるもの

	A	B	C
1	許容偏差の4分の1	470MHzを超える	10ワット以下
2	許容偏差の2分の1	470MHzを超える	50ワット以下
3	許容偏差の4分の1	26.175MHzを超える	50ワット以下
4	許容偏差の2分の1	26.175MHzを超える	10ワット以下

A－8 次の記述は、無線設備から発射される電波の強度に対する安全施設について述べたものである。電波法施行規則（第21条の3）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

無線設備には、当該無線設備から発射される電波の強度が電波法施行規則別表第2号の3の2（電波の強度の値の表）に定める値を超える **A** に取扱者のほか容易に出入りすることができないように、施設をしなければならない。ただし、次の(1)から(4)までに掲げる無線局の無線設備については、この限りではない。

- (1) **B** 以下の無線局の無線設備
- (2) **C** の無線設備
- (3) 地震、台風、洪水、津波、雪害、火災、暴動その他非常の事態が発生し、又は発生するおそれがある場合において、臨時に開設する無線局の無線設備
- (4) (1)から(3)までに掲げるもののほか、この規定を適用することが不合理であるものとして総務大臣が別に告示する無線局の無線設備

A	B	C
1 場所（人が通常、集合し、通行し、その他出入りする場所に限る。）	平均電力が20ミリワット	移動する無線局
2 場所（人が出入りするおそれのあるいかなる場所も含む。）	平均電力が1ワット	移動する無線局
3 場所（人が出入りするおそれのあるいかなる場所も含む。）	平均電力が20ミリワット	移動業務の無線局
4 場所（人が通常、集合し、通行し、その他出入りする場所に限る。）	平均電力が1ワット	移動業務の無線局

A－9 人工衛星局の条件に関する次の記述のうち、電波法（第36条の2）及び電波法施行規則（第32条の4及び第32条の5）の規定に照らし、これらの規定に適合しないものを下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 人工衛星局の無線設備は、遠隔操作により電波の発射を直ちに停止することのできるものでなければならない。
- 2 対地静止衛星に開設する人工衛星局（注）は、公称されている位置から緯度及び経度のそれぞれ（±）0.1度以内にその位置を維持することができるものでなければならない。
注 一般公衆によって直接受信されるための無線電話、テレビジョン、データ伝送又はファクシミリによる無線通信業務を行うことを目的とするものに限る。
- 3 人工衛星局は、その無線設備の設置場所を遠隔操作により変更することができるものでなければならない。ただし、対地静止衛星に開設する人工衛星局以外の人工衛星局については、この限りでない。
- 4 対地静止衛星に開設する人工衛星局（実験試験局を除く。）であって、固定地点の地球局相互間の無線通信の中継を行うものは、公称されている位置から緯度及び経度のそれぞれ（±）0.5度以内にその位置を維持することができるものでなければならない。

A－10 無線従事者に対する処分、無線従事者の配置並びに免許証の再交付及び返納に関する次の記述のうち、電波法（第79条）、電波法施行規則（第36条）及び無線従事者規則（第50条及び第51条）の規定に照らし、これらの規定に定めるところに適合しないものはどれか。下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 総務大臣は、無線従事者が電波法又は電波法に基づく命令に違反したときは、その免許を取り消し、又は3箇月以内の期間を定めてその業務に従事することを停止することができる。
- 2 無線局には、当該無線局の無線設備の操作を行い、又はその監督を行うために必要な無線従事者を配置しなければならない。
- 3 無線従事者は、氏名又は住所に変更を生じたときに免許証の再交付を受けようとするときは、氏名又は住所に変更を生じた日から10日以内に、申請書に次に掲げる書類を添えて総務大臣又は総合通信局長（沖縄総合通信事務所長を含む。）に提出しなければならない。
 - (1) 免許証
 - (2) 写真1枚
 - (3) 氏名又は住所の変更の事実を証する書類
- 4 無線従事者は、免許証を失ったため免許証の再交付を受けた後、失った免許証を発見したときは、発見した日から10日以内にその発見した免許証を総務大臣又は総合通信局長（沖縄総合通信事務所長を含む。）に返納しなければならない。

A－11 次の記述は、陸上に開設する無線局に係る主任無線従事者について述べたものである。電波法（第39条）及び電波法施行規則（第34条の7）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。なお、同じ記号の 内には、同じ字句が入るものとする。

- ① 電波法第40条(無線従事者の資格)の定めるところにより無線設備の操作を行うことができる無線従事者以外の者は、 **A** の **B** を行う者（以下「主任無線従事者」という。）として選任された者であって②によりその選任の届出がされたものにより監督を受けなければ、 **A** の無線設備の操作（簡易な操作であって総務省令で定めるものを除く。）を行ってはならない。ただし、総務省令で定める場合は、この限りでない。
- ② 無線局の免許人又は登録人は、主任無線従事者を選任したときは、遅滞なく、その旨を総務大臣に届け出なければならない。
- ③ 電波法第39条（無線設備の操作）第7項の規定により、免許人、登録人又は電波法第70条の9（登録人以外の者による登録局の運用）第1項の規定により登録局を運用する当該登録局の登録人以外の者は、主任無線従事者を **C** に **B** に関し総務大臣の行う講習を受けさせなければならない。
- ④ 免許人、登録人又は電波法第70条の9第1項の規定により登録局を運用する当該登録局の登録人以外の者は、③の講習を受けた主任無線従事者にその講習を受けた日から3年以内に講習を受けさせなければならない。当該講習を受けた日以降についても同様とする。

A	B	C
1 無線局（アマチュア無線局を除く。）	無線設備の操作の監督	選任する前
2 無線局（アマチュア無線局を除く。）	無線設備の操作の監督	選任したときは、当該主任無線従事者に選任の日から6箇月以内
3 無線局（アマチュア無線局及び実験等無線局を除く。）	無線設備の操作及び運用	選任したときは、当該主任無線従事者に選任の日から6箇月以内
4 無線局（アマチュア無線局及び実験等無線局を除く。）	無線設備の操作及び運用	選任する前

A－12 次の記述は、固定局又は陸上移動業務の無線局の免許状に記載された事項の遵守について述べたものである。電波法（第52条）及び電波法施行規則（第37条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

- ① 無線局は、免許状に記載された **A** の範囲を超えて運用してはならない。ただし、次に掲げる通信については、この限りでない。
- (1) 遭難通信 (2) 緊急通信 (3) 安全通信 (4) 非常通信 (5) 放送の受信 (6) その他総務省令で定める通信
- ② 次の(1)から(6)までに掲げる通信は、①の(6)の「総務省令で定める通信」とする。
- (1) **B**
- (2) 電波の規正に関する通信
- (3) 電波法第74条第1項に規定する非常の場合の **C**
- (4) **D** に関し急を要する通信（他の電気通信系統によっては、当該通信の目的を達することが困難である場合に限る。）
- (5) 人の生命、身体若しくは財産に重大な危害を及ぼす犯罪の捜査又はこれらの犯罪の現行犯人若しくは被疑者の逮捕に関し急を要する通信（他の電気通信系統によっては、当該通信の目的を達することが困難である場合に限る。）
- (6) その他電波法施行規則第37条（免許状の目的等にかかわらず運用することができる通信）各号に掲げる通信

A	B	C	D
1 目的又は通信の相手方若しくは通信事項	無線機器の試験又は調整をするために行う通信	通信の訓練のために行う通信	人命の救助
2 目的、通信の相手方若しくは通信事項又は電波の型式及び周波数	免許人以外の者のための通信であって、急を要するもの	通信	人命の救助
3 目的又は通信の相手方若しくは通信事項	無線機器の試験又は調整をするために行う通信	通信	国又は地方公共団体の事務
4 目的、通信の相手方若しくは通信事項又は電波の型式及び周波数	免許人以外の者のための通信であって、急を要するもの	通信の訓練のために行う通信	国又は地方公共団体の事務

A－13 次の記述は、総務大臣が行う特定周波数変更対策業務について述べたものである。電波法（第71条の2）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の**1**から**5**までのうちから一つ選べ。

総務大臣は、次に掲げる要件に該当する周波数割当計画等（注1）の変更を行う場合において、 **A** 必要があると認めるときは、予算の範囲内で、③に規定する周波数又は空中線電力の変更に係る無線設備の変更の工事をしようとする **B** に対して、当該工事に要する費用に充てるための給付金の支給その他の必要な援助を行うことができる。

注1 周波数割当計画又は基幹放送用周波数使用計画をいう。

① 特定の無線局区分（注2）の周波数の使用に関する条件として周波数割当計画等の変更の公示の日から起算して10年を超えない範囲内で周波数の使用の期限を定めるとともに、この無線局区分（以下「旧割当区分」という。）に割り当てることが可能である周波数（以下「割当変更周波数」という。）を旧割当区分以外の無線局区分にも割り当てることとするものであること。

注2 無線通信の態様、無線局の目的及び無線設備についての電波法第3章（無線設備）に定める技術基準を基準として総務省令で定める無線局の区分をいう。

② 割当変更周波数の割当てを受けることができる無線局区分のうち旧割当区分以外のもの（以下「新割当区分」という。）に旧割当区分と無線通信の態様及び無線局の目的が同一である無線局区分（以下「同一目的区分」という。）があるときは、割当変更周波数に占める同一目的区分に割り当てることが可能である周波数の割合が、 **C** であること。

③ 新割当区分の無線局のうち周波数割当計画等の変更の公示と併せて総務大臣が公示するもの（以下「特定新規開設局」という。）の免許の申請に対して、当該周波数割当計画等の変更の公示の日から起算して **D** 以内に割当変更周波数を割り当ててことを可能とするものであること。この場合において、当該周波数割当計画等の変更の公示の際現に割当変更周波数の割当てを受けている旧割当区分の無線局（以下「既開設局」という。）が特定新規開設局にその運用を阻害するような混信その他の妨害を与えないようにするため、あらかじめ、既開設局の周波数又は空中線電力の変更（注3）をすることが可能なものであること。

注3 既開設局の目的の遂行に支障を及ぼさない範囲内の変更に限り、周波数の変更にあつては割当変更周波数の範囲内の変更に限る。

A	B	C	D
1 電波の適正な利用の確保を図るため	免許人又は登録人	2分の1以下	10年
2 混信の除去を図るため	免許人その他の無線設備の設置者	2分の1以下	10年
3 混信の除去を図るため	免許人又は登録人	4分の3以下	5年
4 電波の適正な利用の確保を図るため	免許人その他の無線設備の設置者	4分の3以下	5年
5 電波の適正な利用の確保を図るため	免許人又は登録人	4分の3以下	5年

A－14 次の記述は、固定局又は陸上移動業務の無線局の免許状等に記載された事項の遵守について述べたものである。電波法（第53条、第54条及び第110条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の**1**から**4**までのうちから一つ選べ。

① 無線局を運用する場合には、 **A** 、識別信号、電波の型式及び周波数は、免許状又は登録状に記載されたところによらなければならない。ただし、遭難通信については、この限りでない。

② 無線局を運用する場合には、空中線電力は、次の(1)及び(2)に定めるところによらなければならない。ただし、遭難通信については、この限りでない。

(1) 免許状又は登録状に記載された **B** こと。

(2) 通信を行うため必要最小のものであること。

③ ①及び②の(1)（電波法第53条及び第54条第1号）の規定に違反して無線局を運用した者は、 **C** に処する。

A	B	C
1 無線設備の設置場所、無線設備の常置場所	ところによる	1年以下の懲役又は100万円以下の罰金
2 無線設備の設置場所、無線設備の常置場所	ものの範囲内である	2年以下の懲役又は200万円以下の罰金
3 無線設備の設置場所	ところによる	2年以下の懲役又は200万円以下の罰金
4 無線設備の設置場所	ものの範囲内である	1年以下の懲役又は100万円以下の罰金

A－15 無線局の運用に関する次の記述のうち、電波法（第56条から第59条まで）の規定に照らし、これらの規定に定めるところに適合しないものはどれか。下の**1**から**4**までのうちから一つ選べ。

- 1** 実験等無線局及びアマチュア無線局の行う通信には、暗語を使用してはならない。
- 2** 無線局は、次に掲げる場合には、なるべく擬似空中線回路を使用しなければならない。
(1) 無線設備の機器の試験又は調整を行うために運用するとき。
(2) 実験等無線局を運用するとき。
- 3** 何人も法律に別段の定めがある場合を除くほか、特定の相手方に対して行われる無線通信（注）を傍受してその存在若しくは内容を漏らし、又はこれを窃用してはならない。
注 電気通信事業法第4条（秘密の保護）第1項又は第164条（適用除外等）第2項の通信であるものを除く。
- 4** 無線局は、電波を発射しようとする場合において、当該電波と周波数を同じくする電波を受信することにより一定の時間自己の電波を発射しないことを確保する機能等総務省令で定める機能を有することにより、他の無線局にその運用を阻害するような混信その他の妨害を与えないように運用することができるものでなければならない。ただし、遭難通信については、この限りでない。

B－1 次に掲げる無線局のうち、電波法（第5条）の規定に照らし、日本の国籍を有しない人又は外国の法人若しくは団体に免許が与えられないものに該当するものを**1**、これに該当しないものを**2**として解答せよ。

- ア 実験等無線局
- イ 特定の固定地点間の無線通信を行う無線局
- ウ 電気通信業務を行うことを目的として開設する無線局
- エ 海岸局又は航空局であつて、電気通信業務を行うことを目的として開設するもの以外のもの
- オ 自動車その他の陸上を移動するものに開設する無線局又はこの無線局と通信を行うために陸上に開設する移動しない無線局

B－2 次の記述のうち、無線局運用規則（第10条）の規定に照らし、一般通信方法における無線通信の原則としてこの規定に定めるところに該当するものを**1**、これに該当しないものを**2**として解答せよ。

- ア 必要のない無線通信は、これを行ってはならない。
- イ 無線通信に使用する用語は、できる限り簡潔でなければならない。
- ウ 無線通信は、迅速に行うものとし、できる限り短時間に行わなければならない。
- エ 固定業務及び陸上移動業務における通信においては、暗語を使用してはならない。
- オ 無線通信は、正確に行うものとし、通信上の誤りを知ったときは、直ちに訂正しなければならない。

B－3 次の用語の定義のうち、電波法施行規則（第2条）の規定に照らし、この規定に定めるところに適合するものを**1**、この規定に定めるところに適合しないものを**2**として解答せよ。

- ア 「割当周波数」とは、無線局に割り当てられた周波数帯の中央の周波数をいう。
- イ 「特性周波数」とは、与えられた発射において容易に識別し、かつ、測定することのできる周波数をいう。
- ウ 「基準周波数」とは、割当周波数に対して、固定し、特定した位置にある周波数であり、かつ、容易に識別し、測定することのできる周波数をいう。この場合において、この周波数の割当周波数に対する偏位は、割当周波数が発射によって占有する周波数帯の中央の周波数に対してもつ偏位と同一の絶対値及び同一の符号をもつものとする。
- エ 「周波数の許容偏差」とは、発射によって占有する周波数帯の中央の周波数の割当周波数からの許容することができる最大の偏差又は発射の特性周波数の割当周波数からの許容することができる最大の偏差をいい、百万分率又はヘルツで表す。
- オ 「占有周波数帯幅」とは、その上限の周波数を超えて輻射され、及びその下限の周波数未満において輻射される平均電力がそれぞれ与えられた発射によって輻射される全平均電力の1パーセントに等しい上限及び下限の周波数帯幅をいう。ただし、周波数分割多重方式の場合、テレビジョン伝送の場合等1パーセントの比率が占有周波数帯幅及び必要周波数帯幅の定義を実際に適用することが困難な場合においては、異なる比率によることができる。

B－4 次の表の各欄の記述は、それぞれ電波の型式の記号表示と主搬送波の変調の型式、主搬送波を変調する信号の性質及び伝送情報の型式に分類して表す電波の型式を示すものである。電波法施行規則（第4条の2）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句を下の1から10までのうちからそれぞれ一つ選べ。

電波の型式 の 記 号	電 波 の 型 式		
	主搬送波の変調の型式	主搬送波を変調する信号の性質	伝送情報の型式
V 1 D	ア	デジタル信号である単一チャネルのものであって、変調のための副搬送波を使用しないもの	イ
F 8 E	角度変調で周波数変調	ウ	電話（音響の放送を含む。）
G 7 W	角度変調で位相変調	エ	次の①から⑥までの型式の組合せのもの ① 無情報 ② 電信 ③ ファクシミリ ④ データ伝送、遠隔測定又は遠隔指令 ⑤ 電話（音響の放送を含む。） ⑥ テレビジョン（映像に限る。）
R 2 C	振幅変調で低減搬送波による単側波帯	デジタル信号である単一チャネルのものであって、変調のための副搬送波を使用するもの	オ

- 1 パルス変調（変調パルス列）の次の各変調の組合せ又は他の方法によって変調するもの
① 振幅変調 ② 幅変調又は時間変調
③ 位置変調又は位相変調
④ パルスの期間中に搬送波を角度変調するもの

2 パルス変調（変調パルス列）のパルスの期間中に搬送波を角度変調するもの
- 3 電信（自動受信を目的とするもの）

4 データ伝送、遠隔測定又は遠隔指令
- 5 アナログ信号である2以上のチャネルのもの

6 アナログ信号の1又は2以上のチャネルとデジタル信号の1又は2以上のチャネルを複合したもの
- 7 デジタル信号である2以上のチャネルのもの

8 デジタル信号の2以上のチャネルとアナログ信号の2以上のチャネルを複合したもの
- 9 テレビジョン（映像に限る。）

10 ファクシミリ

B－5 次の記述は、周波数等の変更の命令について述べたものである。電波法（第71条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句を下の1から10までのうちからそれぞれ一つ選べ。なお、同じ記号の 内には、同じ字句が入るものとする。

- ① 総務大臣は、 ア 必要があるときは、無線局の イ に支障を及ぼさない範囲内に限り、当該無線局（登録局を除く。）の ウ の指定を変更し、又は登録局の ウ 若しくは エ の変更を命ずることができる。

② ①により エ の変更の命令を受けた免許人は、その命令に係る措置を講じたときは、速やかに、その旨を オ しなければならない。
- 1 混信の除去その他特に

2 電波の規整その他公益上

3 運用

4 目的の遂行
- 5 周波数若しくは空中線電力

6 電波の型式、周波数若しくは空中線電力

7 無線局の無線設備の設置場所
- 8 人工衛星局の無線設備の設置場所

9 総務大臣に報告

10 無線業務日誌に記載